＜2018 年度総会記念講演＞

検証!! 地域主権･地方分権改革

同志社大学大学院総合政策科学研究科教授・政策学部教授
田中宏樹

はじめに

現在、地方自治体は、2025 年に 5 人に 1 人が 75 歳以上となるなどの少子高齢化や、東京圏へ人口移動がすすみ、人口減少に直面しています。そのため、地方財政は厳しい状態が続き、「公共サービスの産業化」や「トップランナー方式」「非正規職員化による人件費抑制」など、歳出の圧縮圧力が高まっています。一方、社会保障サービスへの住民ニーズは多様化、複雑化して、少子高齢化・格差拡大をみすえた地方財政制度への改革は「待ったなし」といえます。

そこで、1990 年代半ば以降、「地方分権」「地域主権」という名称で取り組まれてきた、改革の内容を振り返りながら、それによって達成された成果とは何か、問題点は何かをお話し、今後の地方制度改革に対する示唆を示していきたいと思います。

これまでの分権改革の推移

一連の「改革」の端緒となったのは、1995 年 5 月に成立した「地方分権推進法」です。この法律のもと、2006 年 12 月までを「第 1 次分権改革」として、「地方分権一括法」の成立や機関委任事務の廃止、市町村合併、三位一体改革などが行われました。

2006 年 12 月以降は、政権交代をまたいで「第 2 次分権改革」が実施されました。「第 2 次分権改革」では、6 次にわたる「一括法」の改正を通じた義務付け・枠付けの見直しや、国と地方の協議の場の法制化が実現しました。また、国庫支出金の一括交付金化が部分的に実施され、出先機関の改革が試みられました。

分権改革の目的

2010 年 6 月 22 日に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、分権改革の目的は、「自らの住む地域を自らの手でつくっていくという『責任の改革』」と謳われていました。「責任」という言葉が登場したのは、これが初めてです。分権改革の目的はいろいろあると思いますが、私は、政策遂行をめぐる地方自治体の「権限と責任の拡大」、言い換えれば、地方の自己決定と自己責任の拡充を図ることだと考えています。

分権改革の 2 つの手段

これまで、どのような手段を用いて分権改革が進められてきたのかをみると、大きく分けて、「国から地方への授権」と「自治の基盤整備」の 2 つがあります。

手段① ― 国から地方への授権

国から都道府県・市町村への「授権」は、2007 年 5 月 30 日の分権改革推進委員会で出された「基本的考え方」に則る形で進められ、自

治行政権、自治財政権、自治立法権の確立が、「権限」と「責任」の拡大という分権改革の目的をすすめるにあたっての手段とされました。

具体的に「授権」には、4 つあります。1 つは、「条例制定権」です。「条例委任」とも言われ、基準は決めるが、具体的にどうするかを条例で定め、ある程度、地方が自由にできるようにするというものです。2 つめは「歳出自主権」です。3 つめは、税金のかけ方や税率を地方が決定できる「課税自主権」。4 つめが「法定課税権の分散」、つまり「税源移譲」です（「三位一体改革」の一環として、所得税の一定割合が地方の住民税に移譲されました）。

手段② ― 自治の基盤整備

分権改革の 2 つ目の手段は、「自治の基盤整備」です。ここでいう「自治」とは、「権限」と「責任」を果たすことができる行政基盤、財政的基盤を、自治体がもつことを意味します。国からの財源移転だけに頼った財政運営ではなく、行政的にも財政的にも自立していく姿を模索し、住民と自治体の間で、ある種の緊張関係が保たれている状態が想定されました。具体的には「市町村合併」と国の出先機関改革による「都道府県改革」が、これに当たります。

地方分権の目的は、住民による監視と規律づけを通じた、自治体の行財政責任の明確化です。これが実現したかどうかが、「分権改革」の評価を左右すると思います。

地方分権の功罪
― 財政連邦主義理論からの接近 ―

次に、理論的な面から、「地方分権」の功（メリット）、罪（デメリット）についてお話します。

「地方分権」のメリット

「地方分権」の功罪を考える理論に「財政連邦主義理論」(Fiscal Federalism Theory) があります。この理論では、複数レベルの政府間に課税権と支出権をどう割り当てるかという「政策割り当て問題」(policy Assignment Problem) が分析されるとともに、国庫補助金や地方交付税交付金などの「政府間財政移転（地域間再分配）」のあり方も考察されます。

分権のメリットに着目する理論として、「分権化定理」があります。これはオーツ（W. E. Oates）という学者が、1972 年に発表した論文で提唱した考え方で、「中央集権のもとでは、必ずしも住民ニーズをくみ取ることができない。むしろ弊害が生じてしまう。住民に身近な地方政府のほうが、中央政府よりも、住民ニーズをより反映した公共サービスの供給が可能である」というものです。

分権のメリットに着目するもう 1 つの理論として、「足による投票（住民移動）」と、「ヤードスティック競争」があります。「足による投票」は、ティブー（C.M.Tiebout）が、1956 年に打ち立てた理論で、住民が、自らの選好に見合った政策を実施する地域へ移動することで自治体間の選別が生じる結果、公共サービスの供給が効率化するという考え方です。

「ヤードスティック競争」とは、自治体のパフォーマンスに関する情報の「見える化」が、住民による地域間比較を可能にし、為政者同士の切磋琢磨につながるという考え方です。地域住民のニーズや選好に沿わない政策は、住民の流出や為政者の落選・失職に繋がります。

「足による投票」にしろ「ヤードスティック競争」にしろ、ポイントになるのは「住民による規律づけ」す。地域住民のニーズに添わない政策は、住民の流出や為政者の落選・失職につながっていくことを示し、分権のメリットを説明しています。

「地方分権」のデメリット ― 外部性の発生

「地方分権」のデメリットに着目する理論に、

「地域間外部性の発生」があります。「外部性」とは、経済取引に関わる当事者以外が、メリットを受けたり、デメリットを受けたりすることです。「公害」を例に説明されることが多く、経済取引においては、商品を消費する消費者と、モノを生産する生産者の間の利害関係しか考慮されず、生産活動で発生した有害物質（汚水、大気汚染など）によって、工場周辺の人たちに健康被害を及ぼす可能性があっても、周辺住民の被害は、経済取引を通じて弁済されない。それを総称して「負の外部性」といいます。

「外部性」は、メリットも生じさせる場合があります。公共サービスの便益は、地域外にも流出する可能性があります。公民館がよくなると、その地域の人たちの満足度が上がりますが、隣町の人たちにも公民館を利用することができれば、隣町の人たちにもそのサービスを享受することで、その人たちの満足度も上がります。これを地域間の「正の外部性」といいます。

公共サービスの財源は、当該自治体に住む住民しか負担しません。そうすると、充分な財源が集まらないので、自治体は周囲に与えるメリットを考慮せずに、公共サービスの水準を決めます。その結果として、本来、必要とされる公共サービスの水準が過少な水準になってしまう。これを「公共財の過少供給問題」といいます。

それを回避する手段として、当該地域に補助金を支給する。そうすれば、自分のところの地域だけではなく、周りも考慮した建物やインフラを整備することができる。つまり「地域間財政移転」を行うことによって過小供給を解消することができます。これを「外部性の内部化」といいます。

「地方分権」のデメリット ― 財政競争

「地方分権」のデメリットに着目するもう 1 つの理論として、「財政競争理論」（Fiscal Competition Theory)」があります。これは、税率、支出、規制などの水準をめぐる、複数の政府間での競争がもたらす結果を考察する理論です。1980 年代後半から、欧米を中心に研究が始まりました。都道府県や市町村同士の競争を「水平的財政競争」、国と地方の競争を「垂直的財政競争」と分類して研究されています。

「水平的財政競争」として知られるのは、自治体同士の税率引き下げ競争です。自治体Ａは企業の誘致をめざし、法人税率を 10 %に引き下げたとしましょう。自治体Ｂが対抗して法人税率を引き下げない限り、企業は自治体Ａに移転しようとするはずです。このシナリオだと自治体Ａはハッピーなはずですが、税率引き下げ競争が起きると、互いにつぶし合いになる可能性があります。自治体Ｂは、企業誘致を阻止する対抗策として、法人税率を自治体Ａより下げて９%にしたとします。自治体Ａも自治体Ｂに対抗するため、税率をさらに９%に下げたとしましょう。その結果、何が起こるか。企業は移転しない一方、税率を下げたことで両自治体とも税収が減って、住民サービスが停滞する。競争する以前に得ていた利益が減るということが起こります。これが「水平的財政競争」です。

課税ベース（企業・住民）の奪い合いは、公共サービス実施のための税収確保を困難にさせるため、「自己壊滅的」な「悪い競争」につながります。実際、ＥＵでは「租税競争」によって企業の奪い合いをし、互いに自滅しています。高い税金を払う人たちが逃げていかないように、高所得者を減税競争で奪い合うという「水平的財政競争」も、「過少課税」となって、それまでの公共サービスができなくなるということが起こります。「水平的財政競争」の帰結は、「底辺の競争」になります。

一方、「垂直的財政競争」の帰結は、「頂上への競争」になります。国と地方で課税ベースが重複している法人税を例にとると、国が法人税率を引き上げたことで、企業は国内の企業活動を抑制し、税収が減ります。その結果、増税し

た国だけではなく、課税ベースを共有している自治体も同様に税収が減ります。税収が減るのを防ごうとする自治体は、逆に増税する。すると景気が低迷し、さらに税収が減る。課税ベースが重複していることで、過大課税と公共サービスの減少が起こります。

地方分権の功？ 罪？
― 支援と自立のジレンマ ―

分権による功罪相半ばするものとして、「政府間財政移転」による格差是正があります。「地域間再分配」とも言います。「政府間財政移転」は、地域間格差の縮小に有効ですが、財政移転への過度な依存は、地域の経済的・財政的自立を妨げ、地域間格差の固定化を助長する恐れがあります。つまり、「政府間財政移転」の実施において、分権のメリットとデメリットのジレンマが発生します。

地方分権の功罪 ― 小括

以上、説明してきたように、地方分権は功罪相半ばします。地方の甘えを助長する面があるせよ、地域間外部性の解消、地域間格差の縮小から、政府間財政移転の実施には、一定の合理性があります。政府間の、税率や公共サービスの水準の競争は、それが同質な競争である場合、自己壊滅的な結果をもたらします。その一方で、地方の知恵と工夫を生かした異質な競争であれば、「足による投票」や「ヤードスティック競争」を通じて、自治体を規律づけます。ユニークな取り組みをすれば、評価が上がるため、「為政者選びの競争」により「規律づけ」が働くという意味では、分権を通じた「競争」に意味があります。

国から地方への「授権」と、自治基盤の構築をめざす地方分権は、功罪相半ばするも、今の地方の状況を考えると不可避です。「自治体における権限と責任（課税権と支出権）が、できるかぎり一致した姿を求めていくことが、「地方分権」の成否を分けるカギだと考えられます。

分権改革の具体的取り組み
― 検証と評価 ―

次に、2 つの政権下で進められた分権改革では、具体的にどんな取り組みがあり、どのような成果を達成し、いかなる課題が生まれたかをみてみたいと思います。取り上げるのは、「条例制定権の行使」「歳出自主権の拡大」「歳入自主権の拡大」「法定課税権の分散」「地方自治体の再編」の 5 つです。

条例制定権の行使

「条例制定権の行使」は、「地方分権一括法」成立後、6 回の改正で実現してきた「義務付け・枠付け」の見直しの中で取り組まれました。自治体が行う事務について、国が定めた全国一律の基準を、廃止したり、条例に委任したりする見直しです。端緒は第 1 次安倍内閣ですが、大きく進んだのは、民主党政権下です。見直し対象の 1316 条項のうち、半数近くの 636 条項が民主党政権下で、残り 630 条項のうち 339 条項が、自公政権下で見直されました。

対象分野は、子育て支援、地域活性化や教育などで、具体的には、保育所の設置基準の条例委任、道路構造令の規定の条例委任、公営住宅の入居基準の条例委任、公立高等学校の収容定員の基準の廃止、保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止など多岐にわたります。保育所の設置基準の条例委任を例にとると、国の基準では、ほふく室の面積が幼児 1 人当たり 3.3 ㎡以上必要であったものを、待機児童数が多い都市圏 39 市町村に限っては、条例で定めれば、国の基準を満たさなくてもよくなりました。こうした規制緩和は、待機児童問題を解消する有効な手段になったと思います。

歳出自主権の拡大

改革の中身が中途半端になったものとして、「歳出自主権の拡大」に関連する「一括交付金改革」があります。

「一括交付金化」は、国土交通省が所管する自治体向けの公共事業関連補助金を、自治体にとってできる限り使い勝手のいいものにするため、自公政権時代でも、ある程度進んでいましたが、あまり積極的には行われていませんでした。民主党に政権交代して、2010 年度より「社会資本整備総合交付金」が創設され、将来的には「一括交付金化」をめざす取り組みとして、「活力創出基盤整備」「水の安全・安心基盤整備」「市街地整備」「地域住宅支援整備」の 4 分野でスタートしました。

2011 年度には、4 分野の垣根を廃止し、「社会資本整備総合交付金」として 1 本に集約されました。これにより、分野横断的な予算配分をめざしたものの、ダム建設や地域高規格道路の整備、大型岸壁の整備や空港整備事業は除外されるなど、使途拡大は限定的となりました。予算額は国土交通省の予算額の 3 割にあたる 1.75 兆円（2011 年度）でしたが、自公政権下の 2013 年度には、0.9 兆円に圧縮されました。

予算措置は、自治体が作成する「社会資本整備計画」をもとに行われましたが、この計画は、本省作成の交付要綱に則り、地方整備局と連携・協働して策定するため、計画策定に完全な自由度があったわけではなく、地方整備局の意向をふまえた内容となったのが実態です。

「社会資本整備総合交付金」よりもさらに高い自由度をめざしたのが、「地域自主戦略交付金」でした。これは、各府省庁が所管する投資的経費に係る補助金を、内閣府予算として一括計上し、地方の自主的な事業選択に応じて配分する仕組みとして、2011 年度に創設されたものです。予算規模は 0.5 兆円（2011 年度）と、国土交通省所管の補助金総額の 1 割強でしたが、使い勝手が悪いため、自治体の現場での評判がよくなかった上に、交付金の自治体配分基準があいまいな点が問題視され、結果、自公政権下の 2013 年度に廃止されてしまいました。

歳入自主権の拡大 ― 住民税減税構想

2004 年の地方税法改正で、住民税の税率を標準税率（都道府県では 4 %、市町村では 6 %）以下に設定しても構わないとされたことを受けて、「住民税減税構想」が、杉並区と名古屋市で打ち出されました。

杉並区の減税構想は、行革により捻出した財源を、将来の減税財源として蓄積するというもので、予算の 1 割を減税基金に積み立て、2032 年度に区民税率 10 %の恒久減税化をめざすものでした。この区民税減税条例は、2010 年度に可決されましたが、首長の交代により、条例自体が廃案になりました。

名古屋市の減税は、市民税率の 5 %減税を 2012 年度に即時実施されました。当初の公約では税率 10 %の減税でしたが、財源が十分でなかったこともあり、5 %に圧縮されました。

住民税減税構想の評価のポイントは、財源をどう確保するかだと思います。借金をして減税するのでは、単なる人気取り、ポピュリズムです。そうならないためには、減税のための財源を手当てし、責任ある自治体運営をめざす必要があります。

法定課税権の分散
― 所得税から個人住民税への税源移譲

「三位一体改革」により、所得税から個人住民税へ、3 兆円が税源移譲されました。「個人住民税所得割」を一律 10 %に比例税化し、そのうち都道府県は 4 %、市町村は 6 %とするものです。これは、移譲額 3 兆円と、歳出削減額 9.8 兆円（国庫支出金マイナス 4.7 兆円、地方交付税交付金マイナス 5.1 兆円）のミスマッチが問題になり、地方から大きな反発を招く結果となりました。

地方自治体の再編
― 市町村合併、広域連合と出先機関改革

自治基盤の強化を目的として、「市町村合併」と「広域連合」「出先機関改革」が取り組まれました。

「市町村合併」は、国の合併支援措置に後押しされる形ですすみ、市町村数が、1999 年の 3229 から、2009 年には 1727 とほぼ半減しました。合併支援措置としては、合併前の地方交付税を 10 年間保証（合併算定替）したのに加え、合併にともない必要となる事業について、事業費の 95 パーセントに充当でき、国が返済の 70 パーセントを負担するという「合併特例債」が用意されました。これらは 2005 年度までの時限措置だったので、2005 年度以降は合併が大幅に減る結果となりました。

「市町村合併」のメリットは、行財政運営の効率化と、便益のスピルオーバーの内部化です。しかし、市町村によっては、合併前に駆け込みで基金を取り崩したとか、地方債を増発するという動きが起こり、財政規律の弛緩につながったというデメリットも生じました。

「出先機関改革」は、民主党政権下で、自治実践の舞台となる国と地方の統治機構の再編策として進められたものです。2010 年 12 月 1 日に、2 府 4 県による「関西広域連合」がスタートし、移管手続きの大幅簡素化をはかるため、地方整備局、経済産業局、地方環境事務所の 3 つを対象に、権限、財源、人材を広域連合に丸ごと移管する方針が打ち出されました。野田内閣は解散前に上記を閣議決定しましたが、2012 年の自公政権返り咲きとともに、頓挫消滅しました。

失敗の原因は、自治体間の対立と広域連合そのものの限界でした。広域連合内では、都道府県と政令市との間で、インフラ整備の権限や財源をめぐる利害対立などの主導権争いがありました。広域連合は、規模は大きいのですが、地方自治法に規定される特別地方公共団体であり、いわば寄り合い所帯ともいうべき、組合形態の行政組織です。最大の問題は、課税権を持たないことでした。これにより、国からの税源移譲を受けることができず、また、課税自主権ももたないため、広域連合自体に自前の財源がないことが、最大の問題点となりました。

「出先機関改革」失敗からの教訓として、広域連合を発展的に解消し、都道府県の自主合併手続きを模索すべきだと思います。広域連合は、広域行政を担う業務遂行能力に問題がないとしても、財政責任の明確化を通じた住民自治の実践に不安が残ります。広域連合長は互選で、広域連合議会も権限が制約されているため、有権者による規律付けが働かない仕組みとなっています。地方自治法に法制化されている自主合併手続きを活用すれば、都道府県は再編やその境界変更を自発的に行うことが可能で、そのほうが自治基盤の強化というゴールにより近づけるのではないかと思います。

おわりに
― 今後の分権改革への示唆 ―

以上、分権改革の中身についてお話してきましたが、そこから得られる示唆として、「財政責任の明確化」「自立的経済圏・生活圏の再編」「官官連携・官民協働」「住民発意の地域再生と政治的選択」の 4 点を指摘したいと思います。

財政責任の明確化

「自治体の権限拡大は、財政責任の強化と表裏一体である」ことを、分権改革を進める上での原則にすべきだと思います。言い換えるならば、国と地方の役割を峻別し、自治体における受益と負担の関係を明確化するということです。

日本では、例えば、国が 30 %、都道府県が 40 %、市町村が 30 %の財政負担というように、国と自治体が一緒になって公共サービスを提供しています。こうしたやり方だと、誰が何に対

してどこまで責任をもつのかがわからない。国と地方の役割を明確にして、住民による行政への日常的な統制が働きやすい仕組みをつくれば、「ヤードスティック競争」のメリットが生かせるのではないかと思います。財政責任明確化のカギとなるのは、課税権と支出権の一致です。

自立的経済圏・生活圏の再編

地方自治の基盤強化のためには、自立的経済圏・生活圏の再編が欠かせません。インフラ主導の地域活性化には限界があり、地域間再分配政策でも人口流出がやまない現実を踏まえるならば、従来型の地域振興策を大幅に見直す必要があります。地域の経済成長や住民満足度を左右するのは「資本蓄積」であり、なかでも人が発揮する能力である「人的資本の蓄積」が、地方の自立的発展のカギとなると考えられます。

都市と地方の所得格差は、「物的資本」でなく 「人的資本」の格差に起因するものです。インフラに代表される「物的資本」に比べて、人の能力を示す「人的資本」は、地方においてもまだまだ蓄積できます。そのためには、ある程度の人口規模、人口の集積が必要になります。人口がまだらに分布している状況だと、「人的資本」の蓄積が進ます、結果として１人あたりの所得の伸びも期待できません。「コンパクトシティ」などの拠点都市化によって、「人的資本」による集積の利益が発揮される街づくり行えるかが、地方の将来を左右すると思います。

官官連携・官民協働

今後の地方の自立的発展にとって、「官民協働」は不可欠です。人口減少がすすむ中、自治体同士が連携して公共サービスの提供を融通し合うといった「官官連携」も重要となります。その際、「官官連携」も「官民協働」も、地域の「付加価値の向上」にどれだけ資するかが、ポイントとなります。特産品、企業誘致、エネルギー、観光だけでは、地域の持続的な「付加価値の向上」に結びつかないため、地域経済はじり貧になってしまいます。

地方の再開発では、都心にある家電や飲食チェーンの系列店が開店するケースを多く目にします。マニュアル化された店舗運営に対するコンサルタント料と称して、売り上げのかなりの部分が、都市部の本社に吸い上げられてしまい、地元には利益が十分落ちない現象が生じています。どこの地域でも、同じ切り口で同じものを売る。一時的な活性化に役立つかもしれませんが、道の駅などでその地域しかないものを独自に売るほうが、地域の付加価値の向上に結びつくと思います。地域の持続的な発展のカギは、都市部の本社が供給を独占している企画・開発・コンサル・マーケティングなど、アイデアや創造性の「地産地消」を進めることです。

アイデアや創造性の「地産地消」を進めるには、どうすればいいのか。決め手があるわけではないのですが、都市経済学では、ある種の「賑わい」と「多様性」が重要だと言われています。いろいろな人が触れ合うことによって、多様なアイデアが生み出される。分権は、アイデアの「試し打ち」と「多様性」の発揮に貢献しうる制度ですから、そこにメリットを見出して、アイデアが生まれやすい土壌を、地方において作り出すことが重要であると思います。

「官官連携」においては、地方同士の同質の競争の愚は避けるとともに、「官民協働」といえども、民間への丸投げは慎むべきです。民間活力を活かすことは必要ですが、自治体がやるから非生産的、民間に任せるから生産的という固定観念をもつことは危険です。どういうサービスを、どんな形で提供すれば、もっとも付加価値が高まるのか、供給する財やサービスの内容によって、連携や協働の形態を見極めることが必要であると考えます。

住民発意の地域再生と政治的選択

分権改革のもと、地方の自己決定権は拡大し、

国への財政依存は後退しますが、その結果として、地域間格差がある程度拡大することを許容せざるを得ません。経済が上向きで税収が増えている時代なら、財政移転は今のままで、地方は歳出の自由を得ることもできましたが、現在は、国の財政制約が厳しいため、そうはいかなくなっています。国の本音は「地方は地方でやってよ」です。「それなら、やっていくわ」と言えるような環境づくりをしていかないと、分権は難しいと思います。

国も、都道府県も、市町村も、分権改革について議論する場はありますが、いずれも住民不在です。「自治体の権限拡大は、財政責任の強化と表裏一体である」との原則を踏まえ、分権の真の姿を、住民にきちんと示す必要があると思います。分権が地域間格差の拡大をともなう以上、住民の政治的選択なしに、分権改革の行方は定まりません。公共サービスを充実させるのであれば、「税金が、ある程度上がっても仕方がないね」と、住民が合意できるかどうか。「うちはサービスの水準は低いけど、税金は安い」という自治体も、もしかしたら出てくるかもしれません。住民発意の地域再生には、税や選挙をテコにした住民参画、ある程度の地域間格差を許容する住民の政治的選択が不可欠です。

結論として
―分権による政策競争の功罪の見極めを―

以上、これまでの分権改革の内容を振り返りながら、それによって達成された成果とは何か、問題点は何かをお話し、今後の地方制度改革に対する示唆を示してきました。講演を締めくくるにあたって、分権により必然的に生じうる政策競争の功罪を見極めることの重要性を、最後に指摘しておきたいと思います。政策競争において問われるべきは、競争の是非ではなく、競争の「形態」や「手段」だということです。つまり、分権化すべき「課税権・支出権」と、集権化すべき「課税権・支出権」をきちんと仕分けして考える必要があるということです。

課税の面についていえば、税金を通じて企業や住民の地域間移動が生じてしまうものについては、できる限り「競争」の手段として使わないということです。とくに法人関連諸税の税率引き下げは、企業の地域間移動に結びつきやすいため、法人関連の課税権を分権化すると、租税競争のデメリットが生じてしまいます。課税ベースの移動をともないにくい個人住民税、固定資産税での課税自主権を拡充していくことは、住民統制にある程度資するものであり、課税権の分権化のメリットが活かせます。

支出の面でいえば、所得再分配的な支出は、政策競争の対象から排除し、分権化しないほうが得策です。とくに福祉については、「分権化」すると、自治体間で福祉の切り下げ競争が生じてしまうため、むしろ「集権化」していく方向が望ましいと考えられます。所得再分配的な支出は、支出競争の対象から排除して、国が責任をもってナショナル・ミニマムを確保していくとともに、支出権の分権化は厳に慎むべきです。

（この原稿は、2018 年 6 月 22 日に開催した「京都自治総研総会記念講演会」の講演録です。）